

昭和十六年八月二十五日 印刷 納本
昭和十六年九月一日(毎月一回一日發行) 禁轉載

道路の改良

第二十三卷 第九號



鋪裝報國

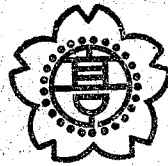
日本鋪道株式會社

東京・丸ノ内

社長 淺利三朗

東京・大阪・福岡・札幌・京城・臺北・新京・橫濱・名古屋・京都

土木建築
道路鋪裝
工事請負



株式會社
高野組

本社

東京市京橋區京橋一ノ二
電話京橋(56)長七八九二五番

大阪出張所

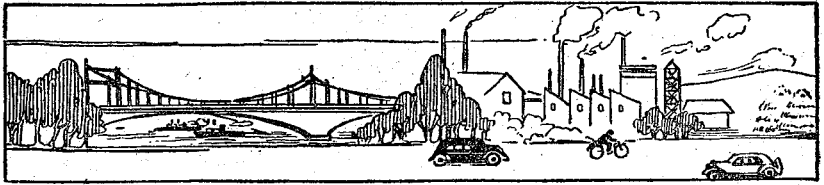
大阪市北區梅ヶ枝町一五七(梅ヶ枝ビル)
電話北(36)一九五六番

福岡出張所

福岡市外箱崎町白濱網屋三一二一
電話東三三四五番

上海出張所

上海吳淞町一八九號
電話四三二一三番



『道路の改良』第二十三卷 第九號 目次 昭和十六年九月一日發行

口繪

メストレとヴェニスを結ぶムツソリニ橋
宮城縣の道路愛護

卷頭言

論說

公共事業に對する勞働奉仕制の意義……………法政大學教授 多田基(三)

資料

慣性モーメントの圖式計算(五)……………小野竹之助(一六)

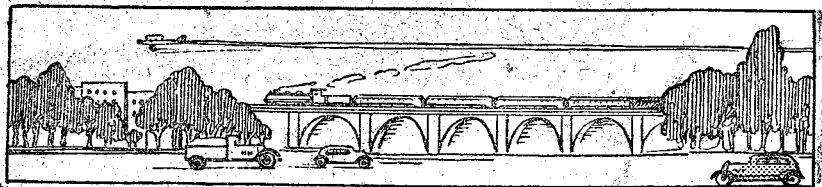
說苑

内務技監の今昔(四)中川吉造氏……………清水生(三)

道路の維持修繕に就て……………千葉縣道路技師 不破壽親(兎)

宮城縣の道路愛護運動に就て……………宮城縣廳土木部 園田諭一(五)

時局日誌(四十七)……………Y H 生(充)



内務省特報

内務省告示◎近衛内閣一年史を顧る……………(七)

地方通信

織手克く道路を修理す……………其他……………(八)

法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例……………K S 生(九)

路政春秋

珍しい土器……………其他……………(一〇)

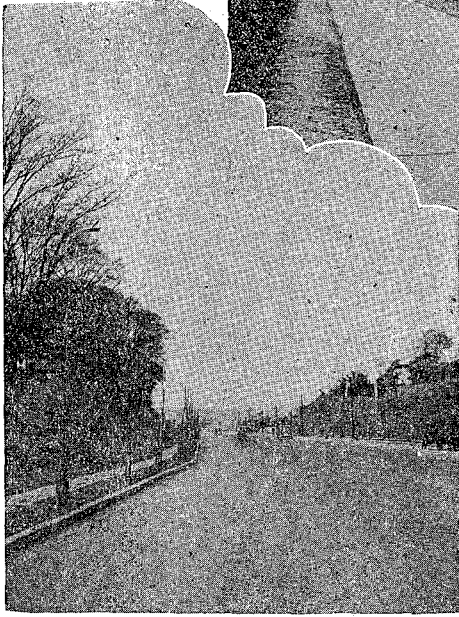
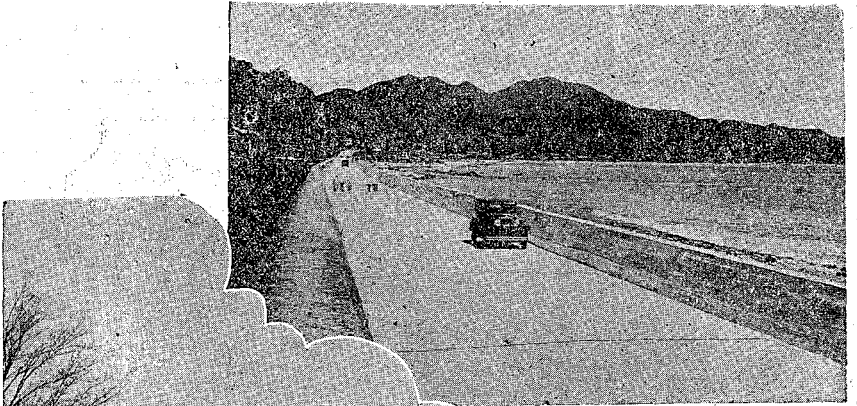
雑報

特綿配給◎醫學博士長與又郎氏◎内務省土木試験所談話會◎近刊圖書雜誌……………(一〇)

叙任辭令……………(一〇)

編輯室内外……………(一一)

附録 ナチス獨逸の不朽の記念營造物たる國營自動車専用道路(一)



浅野ポルトランドセメント
一般工事に用

浅野高爐セメント

下水工事に

好適

浅野ベロセメント

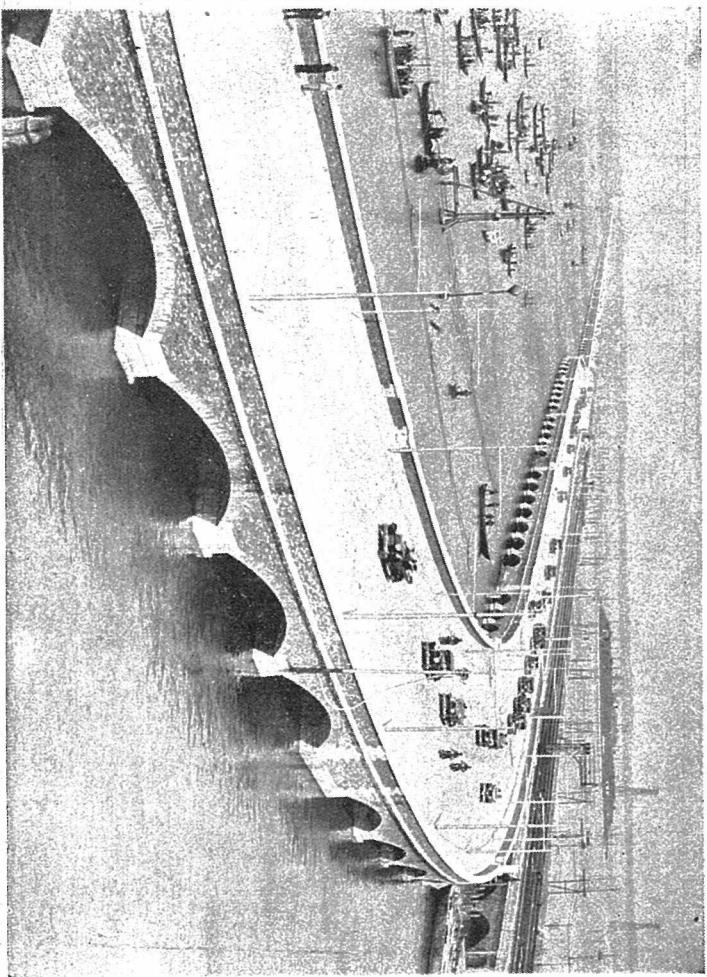
短期高强度

工事期間短縮

工事費節約

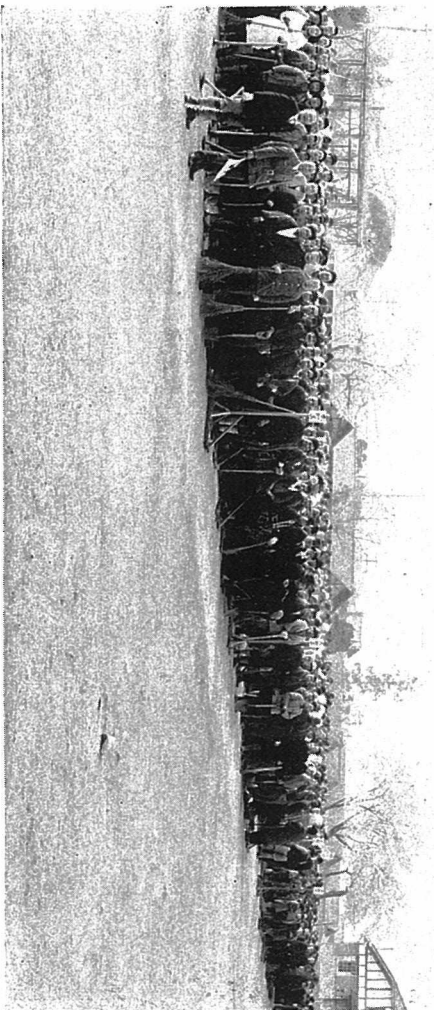
浅野セメント株式会社

東京市丸ノ内海上ビル



橋ニリソツムぶ結ヲスニエゾトレストス

護愛路道の縣城宮



合集に庭々校學民國前始開業作護愛路道民町田村郡田柴

昭和十六年

道路の改良

九月一日

第三十二卷
第九號

言 頭 卷

第二次近衛内閣の總辭職理由中に「變轉極りなき世界の情勢に善處して益々國策の遂行を活潑ならしめんためには先づ國內新體制の急速なる整備強化を必要とし従つて内閣の構成も又大刷新を加ふべきの要あり」と謂ひ、外相、藏相、内相、商工相、厚生相、司法相、鐵相、拓相の八相を取換へ其の陣容を整備し更始一新的情熱を以國民に臨んだのである。國民克く之れに對應するの覺悟ありや否。

政治家轉落の大原因は時代の指導者たるべき識見と誠實とを缺いたことであつて、大切な國策遂行を怠り政治家に對する國民の信頼を喪失したのである。低級なる功利主義に捉はれた政治家群は國運を託することを國民が拒否したものであると謂はる、果して然るか吾曹は其處に何物か割り切れないものがあるのを感じるのである。大政を翼賛すとの聲は到る處に聞かされ殊に毎朝ラジオを通して喧傳せらるゝ、譚を開けば寔に其の苦心經營に實踐躬行に努めたりと云ふべきである、だが所謂大政を翼賛することを總てが認識するや否、二年や三年にして容易に大政翼賛の實蹟を擧げ得るものであらうか。

大東亞共榮圏の建設といふ故に日本か東洋に於て所要物資を獲得するのみでは、所謂侵略主義に外ならないから高度の文化創造力が東亞の諸民族を指導する體制を造り上げることが第一義であらねばならぬ。若し然らずして當に東亞諸國を征略し單に日本主義に服従せしむるのみであつてはならぬことは勿論である、國民の覺悟は果して如何。

第三次近衛内閣の聲明する所を綜合するに凡そ左の如きものである。一、一層緊密化する爲國民認識の統一に努め一切を超越して國運打開に邁進する國民士氣の昂揚に新たな施策を講ずること、即ち情報局並大政翼賛會の活潑なる活動を促がし一億國民の精神的結合を企圖すること。二、戦時最低の國民生活の確保に重點を置くことは勿論國民生活をして本格的戦時化に誘導すべく積極的な方策を講ずること、即ち國民生活の戦時化を期すること。三、産業經濟の戦時體制の徹底を圖り一切の經濟活動を國家目的に集中せしむること、即ち産業經濟の戦時編成を爲すこと。四、行政組織の戦時編成を行ひ活潑なる戦時的機能を發揮せしむること、即ち行政組織機能の戦時即應化を圖ること等が速決邁進せられなければならぬことである。國民果して之に即應することを得るや否や。

文部省で「臣民の道」が編纂せられた、寔に慶すべきことであるが此身を以て讀むこと、臣民の道を行し臣民の道に生きるることによつて達成せらる、從て編纂上から見れば先づ文部大臣、次官、教學局長其他各局課長等多くの文部屬僚が身を以て之を實踐すべきは勿論である、國民は果して之れに追隨し行くことが出来るであらうか。

吾曹は念ふ、歴史の流は舊きものを返へらぬ過去へ押しやり、時代の風は吹きたけりて思想の波は相打つとも微動だもせざる日本國民の魂の力こそ望ましき限りである。(桃民)